

2019. 6. 27. No375

おきがくろうニュース  
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で！

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239

沖縄学校事務労働組合

連絡先

okigakurou2017@gmail.com

# 今、学校事務職は危機的状況にある

## \*\*事務職員の定数が教員へ\*\*

給特法のもと公立学校の教員には、原則時間外勤務を命じることはできず、時間外勤務手当を支払わないことになっている。しかし実態は、過大な業務を担わされ長時間労働を強いられている教員が全国に多数いる。これは、学校事務職員にとって彼岸の火事ではない。

雇用者にとって、雇っている者をどんなに長く働かせても時間外勤務手当を支払う必要がなければ、どんなに業務量が増えようとも人を新しく雇う理由はない。教員の多忙化が止まらないのは当然のことだ。

では、事務職員の時間外勤務の状況はどうだろう。事務職員は給特法の対象ではないが、年間30時間程度の時間外勤務手当しか割り当てられていない。給特法成立と同時期に支給が確約された給与の6%相当の時間外勤務手当に遠く及ばない（公立学校事務職員の給与等について：昭和32年5月21日、文部省初等中等局長名通達）。義教金制度の下で国から県に予算が入っているはずなのに、県側が負担する2/3の金を出し渋っているのか、別の職種へ金を回しているからだろう。

時間外勤務手当だけではなく、義教金制度が、職種の枠を超えて運用（総額裁量制）できるようになってから事務職員の定数が他職種へ奪われている疑惑がある。

文科省資料によると、沖縄県の公立小中学校事務職員の定数充足率は、2016年89.0%、2017年83.3%、2018年80.8%と3年間で8.2ポイントも悪化している。校長らを含めた教員の数字は、3年間101%台を維持している。全国平均は96%で動きはない。県教委は、小規模校の特別支援学級数増加による事務職員の定数増に配置が間に合っていないと説明しているが、それ

だけで説明できるほど小さなギャップではない。

仮にそうなら、県教委は、特別支援学級の担任になる教員の採用は熱心にするが、事務職員の採用はおざなりにしたと自白していることとなる。教員は採用するが、事務職員は採用しないということは、事務職員定数増加分を教員へ回しているというに他ならない。

法律で定められた定員に2割も足りない配置をしながら、「事務長」配置や共同学校事務室を推進し、「事務職員の質の向上」「学校事務の適性化と効率的な処理」「事務機能の強化」を謳うことには、憤りしか感じない。法律通りの配置を先にすべきだ。

近年文科省は、教頭や教員の多忙化対策として「チーム学校」を打ち出し、教員以外の職種に教頭や教員の業務を肩代わりさせる方策を取ろうとしてきた。しかし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの本務採用予算化を財務省に阻まれ、「チーム学校」は尻つぼみがちだ。

そこで文科省は、福岡市のように事務職員の定数を使ってスクールカウンセラーを採用（今年度から7名）する新手を考えついた。

本来、就学援助対象児童生徒数が100名以上かつ割合が25%以上の場合につく加配定数をスクールカウンセラーの採用に使うのだ。自治体の首長や教育行政担当者は、有権者に理解され易い票につながる受けの良い施策を取りがちだ。事務職員がそのための犠牲になっている。

私たちは、小中学校事務職員の置かれている状況が、かつてないほどに厳しいという自覚を持たなければならない。

## \*\*正しい事務職員の働き方ってどんな？\*\*

最近行われた県教委主催の職階別学校事務職員研修の資料を読んだ。第一印象は、「息苦しい

・視野が狭い・自らの権限が及ばないことにまで執心しすぎ」だ。

ある発表テーマは、「学校事務職員が子どものためにできること」だ。「すべては子どもたちのため」とやりがい搾取の犠牲となって長時間労働を強いられている教員たちの姿を職場で間近に見ていながらのこのテーマとは恐れ入る。

大義名分の下、自己犠牲をいとわず、仕事量の増加など気にせず働くことのできる高い能力と時間を気にせず働くことのできる家庭環境の両方が備わっているのだろう。うらやましい限りだ。

この手の研修会ではよく学校教育法の改正により「事務職員は事務をつかさどる」ことになったのだから、これからの事務職員は「単なる作業、処理ではなく、主体的に立案、調整、判断を行う業務へ進化していくことが求められている」とか言いがちだ。

本当にそうだろうか？他県では、学校事務職員は初級採用し、高校を卒業した翌月に事務職員となるところがある。18歳の若者も事務を「つかさどる」のだから、「つかさどる」ことに大きな意味は無いと捉えるほうが自然だ。

県費事務が自分一人しかいなくて、市町村費事務職員は当然いない職場に採用される。その環境で働き続けている県内の多くの学校事務職員は、予算執行業務において、「つかさどる」以前からずっと、いつ何をどれだけ買うのか主体的に立案し、管理職、教員と調整し判断し続けているのではないか。

文科省は、「事務部門の強化」のために事務長を置き、管理的業務にさらなる役割を担わせると言っている。事務長って必要だろうか？

これまでヒラの事務職員である私は、旅費が足りないから職員を職専免で出張に行かせようとする校長やそれに疑いもせず従う教員たちに、職専免とは何ぞやと何度も何度も説明している。

資金前渡口座に入った給与や旅費を受け取りに行く際には、「公金取扱い時における事故防止について」の通知の通り、男性一人以上を含む二人以上で金融機関に出向くことで、安全を確

保してきた。また、休憩時間に職員会議を入れ込もうとする教務や校長に、「職員の休憩時間を確保しないと、労基法第119条の罰則、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられますよ。キチンと休憩時間をとりましょう」と助言してきた。

運動会等で学校への寄付金があったなら、市町村の歳入にするべく採納手続きを行うべきと校長に提言してきた。また、教頭が児童生徒や保護者の個人情報勝手にその団体（PTAを含む）に渡さないよう忠言してきた。事務長でなくてもできることがある。それで充分だ。

### \*\*キラキラな言葉の裏側を見よう\*\*

研修会資料によると、「先生の事務負担を減らすことで子どもに向き合う時間を増や」するために徴収金事務や教科書事務を事務職員が行うことが事例としてあげられている。「子どもと向き合う時間」とはなんだろう？教員が授業を終えるのは午後4時過ぎで、児童生徒は帰宅するか部活動をする時間だ。向き合う対象が既いない。事務職員が教員の仕事を肩代わりしても、教員の残業が少し減るだけで、児童生徒とふれ合う時間を増やしようがない。

そもそも学校徴収金の徴収・管理業務は、文科省が教員の働き方改革で示した「基本的には学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体、教委等、学校の外に任せる業務と位置づけられている。安易に徴収金業務を引き受けてしまうと、学校事務の身分まで丸ごと学校外に放り出されてしまう危険性すらある。

研修会の中で繰り返し強調されている言葉「変化する社会のニーズに応える学校事務」も危険な言葉だ。「社会のニーズ」が何なのかを決めるのは、学校事務職員ではないことは確かだ。

かつて大勢いた、本務の市町村費事務職員が激減したのも、本務採用の用務員がいなくなったのも「社会のニーズ」によるものではなかったか。「変化を恐れるな」も、「あなたの身分が保障されなくなるかもしれないが怖がるな」の言い換えに聞こえる。自らの墓の穴を掘ることはやめておきたいものだ。 (濱)

